

「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（令和8年2月10日付け事務連絡）」資料・骨材関連事業Q&A（令和8年3月31日時点）

※本資料での回答は、質問の文面から把握できる情報のみをもとに一般的な回答を示したものであるため、個別の事案について貨物自動車運送事業法上（以下「法」という。）の許可の可否について判断に迷われる場合には、各運輸局にご相談ください。

No	質問	回答
1	自社の製品（合材、RC-40等）を自社所有ダンプで自社の従業員に他社の現場へ配達させる場合でも白ナンバーで問題ないですか。	自社の製品等が自ら所有する貨物である場合、自社の従業員に製品等を運送させることは、自ら所有する貨物を自ら運送する場合にあたると考えられ、基本的には法の許可は不要になると考えます。
2	自社の製品（合材、RC-40等）をリース会社から借りたダンプで自社の従業員に他社の現場へ配達させる場合は問題行為になりますか。	同上。
3	現在、営業許可申請中であり4月以降に許可が間に合わない場合の救済処置はないのか？	本年4月1日から施行される「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）は、違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに導入されるものであって、違法な「白トラ」行為を行っている者に関する従前の取扱いを変更するものではないため、罰則規定の適用除外などの救済措置はありませんが、改正法の趣旨等について引き続き周知に努めてまいります。
4	そもそもダンプカーは、一般のトラックと違い用途が限定される。積みむき荷物や走行経路・目的地、そのための車両の特殊な積載構造（経費が掛かる）なので、営業ナンバー取得にあたって、運搬車両5台の確保や運行管理者の設置など様々な要件があるが、軽貨物運送事業「黒ナンバー」や個人タクシー等、車両1台で取得できる許可もあると認識しており、例えば運行管理体制の整備等の条件付きで、今後ダンプカーについても同様の措置を講じてもらえないか？	本年4月1日から施行される改正法は、違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに導入されるものであって、違法な「白トラ」行為を行っている者に関する従前の取扱いを変更するものではないため、法の許可要件の緩和は考えておりません。
5	各地方自治体へのアナウンス等、徹底されているのか？	「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」（令和8年2月10日付け事務連絡）は、各都道府県主官部局長、各政令指定都市主官部局長及び各市町村主官部局長に周知しております。
6	自家用ダンプがプラント製品を買取り、プラント顧客に製品を配達した後にプラント顧客へ運賃込みの製品代を請求する事は違法ですか？	運送する者がプラント製品を購入し、自ら所有する貨物を自ら運送する場合にあつては、基本的には法の許可は不要になると考えます。
7	自家用ダンプと覚書を取り交し、自家用ダンプがプラント製品を買取り、自家用ダンプからプラント顧客に請求を起しプラント名義の口座へ入金する事は違法ですか？	同上。なお、対価の支払い方法については、貨物自動車運送事業法上の定めはございません。
8	自家用ダンプが建設業における建設機械扱いとして施工体制図に載せた上でプラント製品を運搬する事は違法ですか？	プラント製品を運搬する者が建設工事を行わず、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合にあつては、法の許可が必要となります。一方で、プラント製品を運搬する者が建設工事を行っている場合について、雇用関係にある従業員が当該建設工事で必要となるプラント製品を運搬する場合には、その者の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行うものと考えられ、この際、運送の対価としての有償性がない場合には、法の許可は不要となります。
9	顧客の依頼で、自社合材工場の製造する加熱合材・常温合材・乳剤等を、自社合材工場所有の車両（ユニット・トラック・デスピ）で自社合材工場の運転者が顧客の施工する現場へ搬入する行為は白ナンバーでの運搬でも可能か。（『自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（令和8年2月10日付け事務連絡）』の「1.法の許可が不要となる運送(1)建設関連会社等が自ら所有する貨物を自ら運送する場合」に該当するか）	自社合材工場の製造する加熱合材・常温合材・乳剤等が自ら所有する貨物である場合、自社の従業員に加熱合材・常温合材・乳剤等を運送させることは、自ら所有する貨物を自ら運送する場合にあたると考えられ、基本的には法の許可は不要になると考えます。
10	親会社が100%資本関係のある子会社合材工場の製造する合材等を、子会社合材工場所有の車両で子会社合材工場の運転者が親会社工事部門または工事子会社（その下請業者を含む）が施工する現場へ搬入する行為は白ナンバーでの運搬でも可能か。（上記同様事務連絡1.(1)に該当するか）	子会社合材工場の製造する合材等が、子会社の自ら所有する貨物である場合、自社の従業員に合材等を運送させることは、自ら所有する貨物を自ら運送する場合にあたると考えられ、基本的には法の許可は不要になると考えます。
11	顧客の依頼で、合材工場で販売する特殊資材（少量の常温合材袋詰、スプレー商品等）を、合材工場所有の乗用車で合材工場の運転者が、営業の一環で、顧客へ無償で配達する行為は白ナンバーでの運搬でも可能か。（上記事務連絡1.(1)(2)に該当するか）	子会社合材工場の製造する特殊資材等が、子会社の自ら所有する貨物である場合、自社の従業員に特殊資材等を運送させることは、自ら所有する貨物を自ら運送する場合にあたると考えられ、基本的には法の許可は不要になると考えます。
12	2月10日付け事務連絡「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」の2に記載の判断基準の最後に「等」とあるが、雇用関係があるか否かについては、事務連絡に記載の判断基準を始めとした労働者性を判断する様々な要素を勘案しながら、個別の実態に応じて総合的に判断されるということによるしいか。	ご理解のとおりです。なお、労働契約や労働条件通知書等に関する詳細は、最寄りの労働局・労働基準監督署にご確認ください。
13	A社がB社から白ナンバーダンプカーを借りる場合、B社所有のダンプカーで、運転手はB社の従業員であれば、A社とB社の備車契約だけで良いのか。また、この場合、B社が用意した白ナンバーダンプカーがB社が契約している一人親方の白ナンバーダンプカーでも問題ないのか。さらに、B社とその一人親方との間で、労働契約や車両借上げ契約をしていれば、A社が備車として借りても問題ないのか。	A社がB社から白ナンバーダンプカーを借り、B社所有のダンプカーで、B社の従業員が運転しA社の貨物を運送する場合には、B社が他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送していると考えられ、法の許可は必要になると考えられます。また、B社と契約している一人親方が所有するダンプカーで、当該一人親方が運転し、A社の貨物を運送する場合やB社と一人親方との間で、労働契約等を締結してA社の貨物を運送する場合も同様です。

「**「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（令和8年2月10日付け事務連絡）」**資料・骨材関連事業Q&A（令和8年3月31日時点）」

※本資料での回答は、質問の文面から把握できる情報のみをもとに一般的な回答を示したものであるため、個別の事案について貨物自動車運送事業法上（以下「法」という。）の許可の可否について判断に迷われる場合には、各運輸局にご相談ください。

No	質問	回答
14	ダンプ規制法は、従来通りに存在していると認識しているが、ダンプ規制法の12条団体としてのダンプカー協会があって、加盟していれば、公共工事における使用促進措置として、白ナンバーダンプカーでもこれまで通り問題ないのか。	ダンプ規制法の第12条団体の構成員であっても、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合は、法の許可が必要です。なお、公共工事における使用促進措置の詳細は把握していませんが、法の許可を受けずに運送行為を行えるといった優遇措置を設けたことはありません。
15	個人事業主によるダンプカーの取扱い方が分からない。個人ダンプカーと委託契約すれば、自社ダンプとして取扱いできるのか。	自家用ダンプカーを保有している個人事業主が、荷主と雇用関係にある従業員たる運転者として、荷主が所有する貨物を自ら運送する場合や生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行う場合には、基本的に法の許可は不要となります。 なお、雇用関係が認められるか、使用従属性等が認められるか等につきましては、最寄りの労働局、労働基準監督署にご確認ください。
16	様々な対策を行い、白ナンバーのままでも問題ないという状況になっていても、建設業者等が緑ナンバーを求めるといった過剰反応をされた場合、どうしたらいいのか。	建設業者等が緑ナンバー又は白ナンバーのどちらを求めるのかについては、当該建設会社等の経営判断となりますので、国土交通省としてお答えする立場にはありませんが、自家用ダンプの取扱いに関する事務連絡を发出しておりますので、改正法や当該事務連絡の趣旨について引き続き周知に努めてまいります。
17	・荷主等の範囲について 荷主の定義については運送委託を行った者、運搬費の支払者であると認識しているが、荷主等の等にはどのような想定が考えられるのか？ 貨物の購入者（荷受人）が該当するケースはあるのか？ 該当するとすれば、どのようなケースで該当してくるのか？ また、荷主が運送委託した適法な運送事業者が違法な白トラに委託した場合、荷主責任は問われるのか？	改正法において、何人も、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならないと規定しておりますので、「荷主等」には、元請事業者のみならず幅広く法人や個人も含まれます。 違法な「白トラ」行為及び荷主等による違法な「白トラ」への委託行為に関する取締り・検挙については、引き続き警察で対応することとなりますので、国土交通省としてのお答えは差し控させていただきます。
18	・自ら運送を行っていると思われるための具備要件について 2.に記載のある具備要件の判断基準として、6項目の基準があげられているが、このすべてを網羅する必要はあるのか？ また、運転者が持ち込み自家用ダンプカーを使用する場合、業務上使用契約書の締結がなされていれば、当該車両の車検証上の使用者は運転者のままでよいのか？	雇用関係にあるか否かについては、契約等の形態のみならず、使用従属性等の実態も踏まえて判断されることとなりますが、雇用関係が認められるか、使用従属性等が認められるか等につきましては、最寄りの労働局、労働基準監督署にご確認ください。
19	・運転者を雇用した場合の賃金支払い方法について 1.（2）iiiに名目の如何を問わず、運送行為の対価として有償性がないこと、とあるが、運転者を雇用了した場合、給与体系を仕事量に応じた歩合制とすることは可能なのか？	会社と運転者が雇用関係にある場合における給与体系のあり方については、少なくとも貨物自動車運送事業法上の規制はございませんが、判断に迷われる場合は、最寄りの労働局・労働基準監督署にご確認ください。
20	・グループ会社間の車両の貸借について 親子関係にある会社間でであっても法人格が違えば自家用とはならないのか？	親子関係にある会社間でであっても、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合は、法の許可が必要です。
21	・自家用ダンプカーの運転者について 荷主が車検証上の使用者となっている車両に、個人事業主が運転者として搭乗し、運搬を行う場合、自家用ダンプカーとして運行する事は可能なのか？	個人事業主が、荷主と雇用関係にある従業員たる運転者として、荷主が所有する貨物を自ら運送する場合、基本的には法の許可は不要となります。
22	・貨物自動車運送事業法の適用範囲について 場内作業等公道を通行しない運搬行為であっても運搬費が発生すれば「貨物自動車運送事業法」の適用を受けるのか？ また、販売に直結しないいわゆる運搬作業（原材料仮置場から原材料を製造ラインまで運搬、建設副産物を仮置場へ潮取り）などに対し日当（常備）として支払うことは違法となるのか？	場内が一般交通の用に供されない場合においては、その中で行われる貨物の運送について法の許可は不要と考えます。 原材料や建設副産物を運搬する者が原材料や建設副産物を他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して運送する場合には、法の許可が必要となります。
23	個人(一人親方)所有の車両利用と雇用関係について、資料では「自ら運送を行う」要件として、運転者と建設関連会社等との間の「雇用関係(労働契約)」が必須とされています。 運転者が個人事業主(一人親方)であり、その者が所有する自家用ダンプカーを持ち込んで業務を行う場合、当該運転者と「日雇いを含む労働契約」を締結し、報酬を「日給」として支払う形をとれば、法の許可(緑ナンバー)は不要との認識で相違ないでしょうか。	自家用ダンプカーを保有している個人事業主が、建設関連会社等と雇用関係にある従業員たる運転者として、当該建設関連会社等が所有する貨物を自ら運送する場合や、当該会社の生業と密接不可分であり、その業務に付帯するものとして運送を行う場合には、法の許可は不要と考えられます。 なお、雇用関係が認められるか、使用従属性等が認められるか等につきましては、最寄りの労働局、労働基準監督署にご確認ください。
24	指揮命令下にあることの証明書類について、実態として使用従属性を判断する際、運転者が貴社の「指揮命令下」にあることが求められています。 指揮命令下にあることを客観的に証明するために、労働契約書や労働条件通知書、車両の業務上使用契約書以外に備えておくべき具体的な書類(作業指示書や点呼記録など)があればご教示ください。	雇用関係が認められるか、使用従属性等が認められるか等につきましては、最寄りの労働局、労働基準監督署にご確認ください。

「**自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて（令和8年2月10日付け事務連絡）**」資料・骨材関連事業Q&A（令和8年3月31日時点）

※本資料での回答は、質問の文面から把握できる情報のみをもとに一般的な回答を示したものであるため、個別の事案について貨物自動車運送事業法上（以下「法」という。）の許可の可否について判断に迷われる場合には、各運輸局にご相談ください。

No	質問	回答
25	車両の業務上使用契約の具体例について、運転者が持ち込む自家用ダンプカーを使用する場合、車両の業務上使用契約書の締結が必要とされています。 この契約において、車両維持費や燃料費の負担区分などが、実質的な「運送対価(有償性)」と見なされないための注意点があれば教えてください。	給与以外としての金銭の受領が認められるか否か等につきましては、労働局・労働基準監督署にご確認ください。
26	自家用ダンプの仕事を貨物として扱うには職種として多様性があるので難しいと考えるが、貨物としての定義をはっきりとしたうえで今回の改正を行ってほしい。	本年4月1日から施行される改正法は、違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに導入されるものであって、違法な「白トラ」行為を行っている者に関する従前の取扱いを変更するものではないため、貨物としての定義に変更はありません。